

平成 31 年

第 1 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：平成 31 年 2 月 22 日

閉会：平成 31 年 2 月 22 日

福岡県東峰村議会

平成31年 第1回東峰村議会臨時会

招集年月日 平成31年2月22日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 平成31年2月22日 9時00分
議長 佐々木 紀嘉
閉会日時及び宣告 平成31年2月22日 9時53分
議長 佐々木 紀嘉

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	梶原 伯夫	○	2番	梶原 光春	○
3番	黒川 隆康	○	4番	泉 守	欠
5番	高橋 弘展	○	6番	高倉 寛視	○
7番	長澤 貞義	○	8番	大蔵 久徳	○
9番	伊藤 均	○	10番	佐々木 紀嘉	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

9名

欠席議員

4番 泉 守議員

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	澁谷 博 昭	副 村 長	高 橋 英 治
教 育 長	佐々木 孝	総務課長	眞 田 秀 樹
建設水道課長	大 塚 健 司	災害対策室長	野 寄 和 秀
住民税務課長	岩 橋 一 成		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	日 野 正		

村長提出議案の題目

議案第 1 号	工事請負契約の締結について
議案第 2 号	工事請負契約の締結について
議案第 3 号	工事請負契約の締結について
議案第 4 号	工事請負契約の締結について
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 2 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 3 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 4 号	専決処分の承認を求めることについて
承認第 5 号	専決処分の承認を求めることについて

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 2 1 条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。(会議規則 1 1 8 条)
1 番 梶原伯夫議員 2 番 梶原光春議員

第1回 東峰村議会臨時会会議録

平成31年2月22日開会
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

平成31年 第1回東峰村議会臨時会議事日程

平成31年2月22日開議

開会宣言

議事日程の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案上程報告
- 日程第 4 村長あいさつ及び提案理由の説明
- 日程第 5 議案第 1号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第 2号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第 3号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 4号 工事請負契約の締結について
- 日程第 9 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第11 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第12 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第13 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて

開 会	
議 長	<p>おはようございます。 ただ今の出席議員数は、9名です。 定足数に達しておりますので、平成31年第1回東峰村議会臨時会を開会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(9時00分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、 1番 梶原伯夫議員、2番 梶原光春議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>日程第2「会期の決定について」を、議題といたします。 本臨時会の会期は、本日2月22日の1日間といたしたいと思います。 お諮りいたします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>次に、日程第4「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長</p>
村 長	<p>皆さん、おはようございます。 本日、ここに、平成31年第1回東峰村議会臨時会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては公私ともにたいへんお忙しい中、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、早いもので平成31年度も1カ月半が過ぎました。また、一昨年九州北部豪雨から1年7カ月が過ぎましたが、災害復旧工事等は一步一步ではございますけれども、着実に進んでおります。</p> <p>そのような中、本臨時会におきましては、一昨日の2月19日に執行されました災害復旧工事等の契約にあたり、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>それでは、お手元に配布している資料に沿って説明を申し上げます。 本臨時会に執行部から提案しております議案等について、説明を申し上げます。 本臨時会には、工事請負契約の締結についてが4件、専決処分の承認についてが5件、計9件の議案等を提案申し上げ、ご審議をお願いする次第であります。</p> <p>議案第1号、工事請負契約の締結につきましては、岩屋・伊王寺線岩屋駅前橋道路災害復旧工事の契約にあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。</p> <p>なお、議案第2号、第3号、第4号につきましては、同様でありまして、議案第2号が、竹布川河川災害復旧工事の契約でございます。</p>

	<p>議案第3号が、宝珠山川河川災害復旧工事（第193号）の契約であります。</p> <p>議案第4号が、宝珠山川河川災害復旧工事（第194号・第199号・第261号・第437号）の契約にあたる議案であります。</p> <p>それから、承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、杷木・宝珠山線道路災害復旧工事の変更契約について、地方自治法第179条第1項により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>承認第1号、承認第3号、承認第4号は同じ変更契約の分でありまして、承認第3号が、大肥川河川災害復旧工事の変更契約、承認第4号が、横井川河川災害復旧工事の変更契約となっております。</p> <p>承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、公有自動車の接触事故による損害賠償の実施について、地方自治法第179条第1項により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>承認第5号、専決処分の承認を求めることにつきましては、平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第6号）について、地方自治法第179条第1項により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。</p> <p>補正の内容といたしましては、ふるさと納税に係る業務委託、返礼品、及び送料に伴う予算について、歳入歳出それぞれ340万円を追加し、歳入歳出総額5億9,446万9千円とするものです。</p> <p>以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、皆様方におかれましては、慎重審議をいただき、ご可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます、私の提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5～ 日程第8	
議 長	<p>日程第5 議案第1号「工事請負契約の締結について」</p> <p>議案第1号から議案第4号の4件は一括議題としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号から議案第4号までを一括議題といたします。</p> <p>議案第1号から議案第4号までの補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>2ページ目をご覧ください。</p> <p>議案第1号「工事請負契約の締結について」</p> <p>岩屋・伊王寺線岩屋駅前橋道路災害復旧工事（第531号）について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年東峰村条例第45号）第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>平成31年2月22日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>契約の目的 岩屋・伊王寺線岩屋駅前橋道路災害復旧工事（第531号）</p> <p>契約の方法 随意契約</p> <p>契約の金額 6,431万4千円</p> <p>契約の相手方 福岡県福岡市中央区薬院3丁目4番9号 松尾建設株式会社 福岡支店 支店長 澁谷栄城</p> <p>工期 平成31年3月22日</p>

	<p>工事の場所 朝倉郡東峰村大字宝珠山地内 工事の概要 工事長 岩屋駅前橋13.3mでございます。 3ページ目をご覧ください。 条例等と一緒に、ここは割愛させていただきます。 3ページ目、 契約の目的 竹布川河川災害復旧工事（第197号・第214号） 契約の方法 指名競争入札 契約の金額 1億173万6千円 契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字福井950番地の1 熊川工業株式会社 東峰村営業所 取締役東峰村営業所長 多田哲祥</p> <p>工期 平成31年3月22日 工事の場所 朝倉郡東峰村大字小石原鼓地内 工事長 竹布川414.2mでございます。 重ねて4ページ目をお願いします。 議案第3号、こちらも条例等は割愛させていただきます。 契約の目的 宝珠山川河川災害復旧工事（第193号） 契約の方法 指名競争入札 契約の金額 6,642万円 契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山2327番地 有限会社 伊藤建設 代表取締役 伊藤寿生</p> <p>工期 平成31年3月22日 工事の場所 朝倉郡東峰村大字宝珠山地内 工事長 宝珠山川187.3mでございます。 5ページ目をご覧ください。 議案第4号、こちらも同じく条例等は割愛させていただきます。 契約の目的 宝珠山川河川災害復旧工事（第194号・第199号・第261号・ 第437号） 契約の方法 指名競争入札 契約の金額 8,197万2千円 契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字宝珠山2327番地 有限会社 伊藤建設 代表取締役 伊藤寿生</p> <p>工期 平成31年3月22日 工事の場所 朝倉郡東峰村大字宝珠山地内 工事長 宝珠山川226.2m、吉の迫線8.5m、第2仙道線238mでございます。以上でございます。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>お手元に配布の位置図の資料がございます。こちらの補足説明をさせていただきます。</p> <p>まず、表紙にございますのが、左上から第23号の宝珠山川河川災害復旧工事、宝珠山川吉ヶ迫線、宝珠山川第2仙道線。それから、その下が竹布の河川の方でございます。</p> <p>右上が宝珠山川、それから、その下が岩屋・伊王寺線岩屋駅前橋の復旧工事に係る位置図でございます。</p> <p>1枚めくっていただきますと、竹布川の全体平面図でございます。左側が辻地区方面ですね。これは、ほぼ竹布集落の中を通っている竹布川の位置図</p>

	<p>となっております。護岸復旧工事が主となっております。264.3mでございます。続きまして、1枚めくっていただきますと、竹布川の続きでございます。</p> <p>左側が竹布集落の一番奥側でございます民家ですね、川村宅から、右側が井上宅の間ですね、井上さんのところの手前までの区間、こちら149.9m、護岸復旧が主でございます。</p> <p>それから、もう1枚めくっていただきますと、こちらは宝珠山川で、一番右斜め下が下流となりまして、福祉館跡地のところですよ。遊歩道が対岸でございますが。</p> <p>それから、左上が竹集落に向かう途中の釜割橋の、橋のところが一番左側の、西側の位置になっております。こちら宝珠山川の護岸工事が主なところでございます。</p> <p>次、めくっていただきますと、こちらは宝珠山川河川で、竹集落で右側にちょっと道路が見えております。これ県道52号線、八女・香春線でございます。そこから左側に入って行ったところに接しております宝珠山川、梶原広一宅に行く途中の河川でございます。</p> <p>それから、次のページに入ります。</p> <p>今度は吉ヶ迫線でございます。先ほどのページとほぼ同じところでございますが、こちらは村道の吉ヶ迫線の平面図と標準横断図でございます。</p> <p>続きまして、次のページ、こちらは宝珠山川の最上流部、管理区間ですね、最上流部辺りにあります。</p> <p>手前側が竹地区の浄水場、そのすぐ近接しております宝珠山川の河川災害復旧工事の平面図であります。</p> <p>その次のページでございます。</p> <p>上のほうに平面図、下が縦断図となっております。</p> <p>上の段に並んでおりますのは、牛舎の跡でございます。左側が竹地区の竹交流館から上ってきたところで、L型に曲がっている道路、これが林道大日福井線でございます。の道路の第2仙道線ですね。</p> <p>最後のページとなります。</p> <p>こちら岩屋駅前橋でございます。橋梁の一般図ということで、左側が岩屋駅、右側が県道八女・香春線というふうになります。橋長は13.3m、桁は13.24mということで、PCのですね、プレテンションスラブ橋の架設ということになります。</p> <p>以上で、補足説明を終わらせていただきます。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。</p> <p>議案第1号から第4号までの「工事請負契約の締結について」を、一括で質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6番	<p>まず、初歩的なことでちょっとお伺いしたいんですけど。</p> <p>この備考のところ、全部3月22日までと書いていますよね。からだったら分かるんですけど、これはどういうふうな理解をしたらいいんですかね。</p>
議長	災害対策室長
災害対策室長	<p>こちらの工期につきましては、公共災害復旧工事と事業等に関しましては、12月の議会において、繰越の手続きは完了しております。</p> <p>ただ、これは、国庫補助金を受けての事業となりまして、財務支局、財務の翌債の認可をいただいての工期延長ということになります。</p> <p>この工期延長の認可が、翌債の認可が3月の中旬に認めていただくような日程となっておりますので、3月の中旬、22日の早いうちに工期の変更契約で、年度を超す契約をさせていただこうかと思っております。</p>

議 長	6番 高倉寛視議員
6 番	2ページ目ですね、契約の相手方、これは、松尾建設株式会社と書いております。これは、東峰村に支店か営業所か出しておられるんですかね。
議 長	災害対策室長
災害対策室長	こちらは福岡支店のみとなっております。 補足をさせていただきますと、橋梁の数多くの実績のあるところ、それから、指名競争入札の、いわゆる指名願いを提出、実績のあるところから指名させていただいて、この業者というふうになっております。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、これより討論・採決を行います。 日程第5 議案第1号「工事請負契約の締結について」の討論を行います。 反対討論はありませんか。 (反対討論なし)
議 長	賛成討論はありませんか。 (賛成討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第1号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
議 長	日程第6 議案第2号「工事請負契約の締結について」 これより討論を行います。 反対討論はありませんか。 (反対討論なし)
議 長	賛成討論はありませんか。 (賛成討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第2号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
議 長	日程第7 議案第3号「工事請負契約の締結について」 これから、討論を行います。 反対討論はありませんか。 (反対討論なし)
議 長	賛成討論はありませんか。 (賛成討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第3号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)

議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
議長	日程第8 議案第4号「工事請負契約の締結について」 これより討論を行います。 反対討論はありませんか。 (討論なし)
議長	賛成討論はありませんか。 (賛成討論なし)
議長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第4号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第9	
議長	日程第9 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」 補足説明を担当課長に求めます。 建設水道課長
建設水道課長	6ページ目をご覧ください。 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(専決第5号)」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。 平成31年2月22日提出、東峰村長名でございます。 7ページ目をご覧ください。 東峰村専決第5号、専決処分書。 杷木・宝珠山線道路災害復旧工事(第526号)の変更契約について、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。 平成30年12月14日、東峰村長名でございます。 杷木・宝珠山線道路災害復旧工事(第526号)の変更契約について 地方自治法第96号第1項第9号により、議会議決を得た杷木・宝珠山線道路災害復旧工事(第526号)の契約に対し、設計変更が生じ、契約内容の一部に変更が必要となったため、下記のとおり変更する。 契約の目的 杷木・宝珠山線道路災害復旧工事(第526号) 原契約金額 4,384万440円 変更後の契約金額 5,137万1,280円 変更する額 753万840円の増額です。 契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字福井340番地 仲道建設 仲道光彦でございます。
議長	これより質疑・討論・採決を行います。 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」 質疑を行います。 質疑はありませんか。 7番 長澤貞義議員
7番	金額が増えた要因の説明をお願いします。
議長	災害対策室長

災害対策室長	<p>こちら、杷木・宝珠山線につきましては、土工事、法面工事が主な工事ではございますが、当初設計よりも土量の数量が増えたということが1つ、それから、それに伴いまして、法面の保護面積の拡大ということになりました。</p> <p>これによって植生工事、吹付等の工事も増えております。</p> <p>それから、もう1つ、現場の状況が想定した流木の処理量がほぼ倍、この数量を申しますと、実施設計では28tを想定という積算、調査の結果数量を出しておいたわけですが、実際は57tの流木処理が必要だったことを重ねてですね、変更契約増となっております。</p>
議長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>反対討論はありませんか。</p> <p>(反対討論なし)</p>
議長	<p>賛成討論はありませんか。</p> <p>(賛成討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第10	
議長	<p>日程第10 承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>8ページをお願いいたします。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(専決第6号)」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>平成31年2月22日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>9ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第6号、専決処分書。</p> <p>損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。</p> <p>平成30年12月17日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由といたしまして、東峰村大字福井2296番地1、東峰学園の前のいぶき館の下の駐車場でございます。</p> <p>駐車場において発生した公有自動車による乗用車損傷に係る損害について、被害者に対する早急な賠償を実施するにあたり、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものであります。</p> <p>内容につきましては、東峰村は、次のとおり損害を賠償する。</p> <p>1、損害賠償額 40万2,900円。</p> <p>賠償の相手方につきましては、議案に記載のとおりでございます。</p>

	<p>事故の概要といたしましては、平成30年11月13日、午後4時55分ごろ、東峰学園スクールバス運行のため委託業者が駐車場内を運転中、上記相手方が同場内に駐車していた乗用車と接触をし、相手方乗用車の左前バンパー部分を損傷した部分の修理にかかる賠償でございます。</p> <p>この賠償金につきましては、全額村が加入しております車両の保険のほうからですね、補填されているということを申し添えておきます。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>9番 伊藤均議員</p>
9番	<p>この内容についてですね、いろんなことを申し上げるものではございません。</p> <p>ただ、安全運行という形の中でですね、いぶき館の駐車場と、これたぶん子どもさん、アンビシャス広場あたりのお迎えで行ったのかなと思っております。</p> <p>ただ、駐車場内での事故が起きるということについては、それだけのUターン等ですね、スペースを確保をしておかないと、また同じことが起きるのではないかと。</p> <p>しっかりですね、その辺りのところを、バスをUターンする確保等を検討されているのか。また、そういうものやっておかないと、また起きましたということじゃいけませんので、その辺りのところをお尋ねしたいと思っております。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>事故の内容につきましてはですね、ちょうど東峰学園の上り道、スロープがあります。そこをスクールバスがぐるっと外側を回って、Uターンするわけなんですけど、そこの一番最後の、東峰学園のスロープの上り口のところの駐車場の枠に止めてあった車に、回るときに、バスの一番最後部のバンパーが接触したという、今回の事例でございます。</p> <p>これについては、通常あそこの部分についてはですね、一番端の駐車場にはコーンを置いて、車を止めないようにして、スクールバスが転回する利便性と言いますか、転回しやすいような状況をしてはいたんですが、今回ちょっと不注意と言いますか、わずかというかですね、バスについては損傷を修理するまではないという部分の損傷ではあったんですけど、大型対乗用車ということで、乗用車のほうはバンパーをだいぶ傷つけたということの事例でございます。</p> <p>これについては、今のところコーン等を置いて、転回しやすいような状況にはしておったんですが、そういった部分で運転についてですね、再度の注意をする分の指導についてはですね、委託業者のほうにお願いしているところでございます。</p> <p>あと、それ以上のちょっと枠を広げるとかいう部分については、今のところ村としては、どうするという具体的な方策を、今のところ考えているわけではございません。以上です。</p>
議長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。</p>

	<p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第11	
議 長	<p>日程第11 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」 補足説明を担当課長に求めます。 建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>10ページ目をご覧ください。 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて(専決第7号)」 地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。 平成31年2月22日提出、東峰村長名でございます。 11ページ目をご覧ください。 東峰村専決第7号、専決処分書。 大肥川河川災害復旧工事(第358号・第256号)の変更契約について、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。 平成30年12月19日、東峰村長名でございます。 大肥川災害復旧工事の変更契約について 地方自治法第96条第1項第9号により、議会議決を得た大肥川河川災害復旧工事(第358号・第256号)の契約に対し、設計変更が生じ契約内容の一部に変更が必要となったため、下記のとおり変更する。 契約の目的 大肥川河川災害復旧工事(第358号・第256号) 契約の変更内容 原契約金額 6,253万2千円 変更後の契約金額 7,170万6,600円 変更する額 917万4,600円の増になってございます。 契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字小石原892番地の1、有限会社 坂本組 でございます。以上でございます。</p>
議 長	<p>災害対策室長</p>
災害対策室長	<p>変更内容の主な内容でございますが。 こちら大肥川、宝ヶ谷地区の付近の工事であります。 こちらの当初設計よりも仮設工事、仮設道路の部分が多数の変更増となっております。それから、一部ブロック積が50㎡程度の増ということで、仮設工事が主な変更理由となっております。</p>
議 長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」 これより質疑を行います。 質疑はありますか。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。 承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」 これから、討論を行います。 討論はありますか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p>

	<p>採決します。</p> <p>承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第12	
議 長	<p>日程第12 承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>12ページ目をご覧ください。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めることについて(専決第1号)」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>平成31年2月22日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>13ページ目をご覧ください。</p> <p>東峰村専決第1号、専決処分書。</p> <p>横井川河川災害復旧工事(第360号)の請負契約の変更について、地方自治法第179条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。</p> <p>平成31年1月18日、東峰村長名でございます。</p> <p>横井川河川災害復旧工事(第360号)の変更契約について</p> <p>地方自治法第96号第1項第9号により、議会議決を得た横井川河川災害復旧工事(第360号)の契約に対し、設計変更が生じ、契約内容の一部に変更が必要となったため、下記のとおり変更する。</p> <p>契約の目的 横井川河川災害復旧工事(第360号)</p> <p>契約の変更内容</p> <p>原契約金額 6,010万2千円</p> <p>変更後の契約金額 5,857万8,120円</p> <p>変更する額 152万3,880円の減となっております。</p> <p>契約の相手方 福岡県朝倉郡東峰村大字福井589番地の3、株式会社 大藪組 東峰営業所でございます。以上でございます。</p>
議 長	災害対策室長
災害対策室長	<p>こちら横井川のまず位置でございますが、こちらは宝珠山川の上流、旧福祉館の跡地ですね、竹集落の南側に位置しております。そこから竹集落を流れる横井川の工事箇所でございます。</p> <p>減額の理由といたしましては、残土処分、こちら550m³の残土処分がございまして、当初設計におきましては、民間の有料の処分場ということで設計を計上しておりました。</p> <p>こちらは村が整備を進めておりました中尾残土処理場、こちらに持ち込むことが一部可能となりまして、この無料という形になりますので、この分が減額の主な理由となっております。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」 これより討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>承認第4号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>よって、本案は、原案どおり承認されました。</p>
日程第13	
議 長	<p>日程第13 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」 補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>14ページをお願いいたします。</p> <p>承認第5号「専決処分の承認を求めることについて(専決第2号)」 地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条 第3項の規定により報告し、承認を求める。</p> <p>平成31年2月22日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>次の15ページをお願いいたします。</p> <p>東峰村専決第2号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、平成30年度東峰村一般会計歳入歳出 補正予算(第6号)を専決処分する。</p> <p>平成31年2月15日、東峰村長名でございます。</p> <p>理由といたしましては、ふるさと納税に係る業務委託、返礼品、及び送料に伴う予 算の増額の必要性が生じたが、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するた め、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法第17 9条第1項の規定により専決処分するものでございます。</p> <p>次の16ページをお願いいたします。</p> <p>平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第6号)</p> <p>平成30年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第6号)は、次に定めるところに よる。</p> <p>歳入歳出予算の補正</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ340万円を追加し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,446万9千円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>平成31年2月15日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>次の17、18ページにつきましては、補正予算の歳入歳出表になります。</p> <p>次の19ページの事項別明細書のほうでご説明をさしあげたいと思います。</p> <p>まず、1、総括、歳入でございます。</p> <p>14款寄附金、補正前の額1,834万円、補正額800万円、計の2,634万 円です。</p> <p>15款繰入金、補正前の額8億1,647万6千円、補正額460万円の減額でご</p>

	<p>ざいます。計の8億1,187万6千円。</p> <p>歳入合計、補正前の額59億9,106万9千円、補正額340万円、計の59億9,446万9千円となります。</p> <p>続きまして、20ページでございますが、歳出に入ります。</p> <p>2款総務費、補正前の額11億5,573万4千円、補正額340万円、計の11億5,913万4千円です。</p> <p>補正額の財源内訳といたしましては、一般財源340万円になります。</p> <p>歳出合計、補正前の額59億9,106万9千円、補正額340万円、計の59億9,446万9千円。一般財源は、同じく340万円となります。</p> <p>続きまして、21ページをお願いいたします。</p> <p>歳入について、ご説明申し上げます。</p> <p>14款1項1目寄附金、補正前の額1,834万円、補正額800万円、計の2,634万円。</p> <p>1節一般寄附金800万円、これは、すべてふるさと納税による寄附金800万円ということになります。</p> <p>15款2項1目財政調整基金繰入金6億2,335万6千円、補正額460万円の減額でございます。計の6億1,875万6千円。</p> <p>1節財政調整基金繰入金。460万円の減額となります。これは、財政調整基金繰入額を減額するものでございます。</p> <p>合計といたしまして、補正前の額が8億1,647万6千円、補正額が460万円の減額、計の8億1,187万6千円ということになります。</p> <p>次のページ、22ページをお願いいたします。</p> <p>歳出でございます。</p> <p>2款2項1目税務総務費、補正前の額498万8千円、補正額340万円、計の838万8千円となります。</p> <p>補正額の財源でございますけれども、こちらが一般財源340万円ということですので。</p> <p>まず、11節需用費240万円、ふるさと納税の返礼品に係ります経費で240万円。800万円に対します3割以下ということで、240万円を補正をさせていただきます。と思っています。</p> <p>それから、12節役務費40万円。これは、返礼品の送料でございます。40万円。</p> <p>それから、13節委託料です。60万円。こちらはふるさと納税業務委託料ということで、現在ポータルサイト「さとふる」のほうに業務委託契約をいたしております。こちら大体寄附額の12%で契約をいたしておりますが、今回の800万円につきましては、一般寄附、村のほうにですね、直接いただいた寄附もその中にはございます。</p> <p>ですので、今回「さとふる」を通してご寄附いただいた金額に対しての12%で、60万円という形で補正をさせていただきます。と思っています。</p> <p>歳出の計が、補正前の額が664万7千円、補正額340万円、計の1,004万7千円。財源の内訳につきましては、340万円全部一般財源でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>これより質疑、討論、採決を行います。</p> <p>承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 高倉寛視議員</p>
6番	<p>初歩的なことをお伺いしたいと思います。</p>

	<p>このふるさと納税というのはいろんな方からいただいております。その中で、私は返礼品は要らないとか言う人が、いくらおられると思います。そういう方に対してはどのように対処しているのか、そこをお伺いします。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>議員さんおっしゃいますように、ご寄附いただいた方には、当然返礼品を辞退される方もいらっしゃいます。</p> <p>特段の今、村として、その方に何かということはやっておりません。お礼状とですね、当然当たり前の話なんですけれども、証明書は当然お送りいたしておりますが、今やっているのはその2点だけでございます。</p> <p>昨年、もう災害後に返礼品なしで7,000万円ぐらいご寄附いただきました。その折にはですね、ちょっと金額的なものもございましたので、若干の感謝状とかいうのはお送りいたしましたが、一般的にはですね、その後返礼品をお返しして、今受け付けているご寄附につきましては、先ほど申し上げましたように、お礼状のみをさしあげている次第でございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>歳入のほうの財政調整基金繰入金で460万減となっているんですけれども、340万に関しては歳出のほうで出ているんですが、この460万に関しては、何か歳出の決まったものというのがあるのでしょうか。</p> <p>それとも一般会計の中にすべて組み込まれているという感じでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>この予算につきましては、ふるさと納税のほうのですね、これ2月末だったですかね、で、実績額で予算を上回るということで、その分について歳入予算を組ませていただいたもので、歳入予算のですね、財源の組み替えという形になりますので、歳出につきましては、この減額について、事業がどう動くというものではないということは、ご理解いただきたいと思います。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>従来は年度末でいろんな項目に調整というかですね、歳出項目が分かっていたかと思うんですけれども。それ以外にふるさと基金のほうにも積立が出るかと思いますが、この800万増額の部分に関しては、どういった歳出に振り分けられるのか、もう一度ご説明をお願いいたします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>先ほど、すみません、説明が分かりづらかったかと思います。</p> <p>歳出に影響、この場合の歳出には、全く影響がないということになります。</p> <p>このふるさと納税の歳入につきましては、ふるさと基金の条例上ですね、ふるさと納税であった分については、一旦基金のほうに積み立てをして、必要に応じてそれから一般会計に繰入れて使うという形にしております。</p> <p>それにつきましては、3月補正においてですね、ほぼ金額確定部分について、一旦積み立てて、また同年度繰入れという形で財政運用はさせていただきたいと思っております。</p> <p>これについては、今年度についても、主に災害復旧の関係にですね、使わせていただきたいと思います。後は、28年度までの積み立てにつきましては、使用の目的についてですね、指定がございましたので、その分については、その項目、子育てとかですね、そういう部分について配分するような形で、3月の補正において繰入れをさせていただきたいというふうに思っております。</p>
議長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p>

	承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 反対討論はありませんか。 (反対討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第5号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成と認めます。 よって、本案は、原案どおり承認されました。
閉 会	
議 長	以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出がっております。 これを許可いたします。 村長
村 長	閉会にあたりまして、一言御礼を申し上げます。 本日は、平成31年第1回東峰村議会臨時会を開催し、慎重なるご審議を賜り、提案をいたしました案件すべてご可決いただきましたことに厚く御礼申し上げます。 立春を過ぎたといえ、まだまだ寒さが続きますので、議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、ますますのご活躍をいただきますことをご祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。
議 長	これをもちまして、平成31年第1回東峰村議会臨時会を閉会いたします。 (9時53分)
	上記会議の経過を記載し、その相違ないことを 証するために署名する。 議 長 議 員 議 員